

令和3年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況

開催年月日 令和3年3月19日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー局長、
 エネルギー政策担当課長、
 新エネルギー担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 原発・エネルギー政策等について (一) 省エネ・新エネ施策について 1 新エネルギー導入加速化基金について (真下委員) 初めに、省エネ・新エネ施策について伺います。 道は、企業局が毎年電気事業会計の収益金の一部を 拠出して新エネルギー導入加速化基金を積み立ててい ると承知をしております。基金の活用状況について、 まず明らかにしてください。</p> <p>(真下委員) 私は、企業局の電気事業を売却するかどうかという ときの議論に関わっていた一人として、売却しないで 新エネ、再生エネルギーの取組を、道としてしっかり やって欲しいということで売却しないように申し上げ て、その通りになりました。私の力ではないのですけ れども、それは色々なことがあってそうなったのです けれども、良かったと非常に思っているのです。</p> <p>2 地域主体の新エネ導入支援事業等の実績につ いて (真下委員) そこで、新エネルギー導入加速化基金を利用して「地 域主体の新エネ導入支援事業」を行っていますが、こ れまでの実績を教えてください。</p> <p>(真下委員) 本当に、身近な地域で自立的に確保できるエネルギ ー資源を活用して、その地域地域の特性に合わせて、 事業展開しているということは非常に評価をしている ところです。</p> <p>3 全道展開を図る取組みについて (真下委員) この「地域主体の新エネ導入支援事業」なのですけ れども、全道展開を図っていく上で、道はどのような 取組みを行ってきたのでしょうか。</p>	<p>(新エネルギー担当課長) 新エネルギー導入加速化基金についてでございます が、道では、平成29年度に設置いたしました「新エ ネ導入加速化基金」を活用いたしまして、地域におけ る新エネ導入を促進しており、これまで、市町村等が 実施するエネルギー地産地消の先駆的なモデルとなる 取組に対する設計から導入までの一貫した支援や、地 域が主体となって新エネの最大限の活用を図る取組の 掘り起こしとともに、設備の設計、導入、地熱井の掘 削への支援、さらには、道有施設への新エネの率先導 入などに取り組んできたところでございます。</p> <p>(新エネルギー担当課長) 地域主体の新エネルギー導入支援事業についてでご ざいますが、この事業は、新エネの導入に関する設計 や設備導入、地熱井掘削などへの支援を通じ、地域の 取組を促進するものでございます。 これまで、当麻町や滝上町におけるバイオマスボイ ラーや津別町における小水力発電施設などの設計、上 川町における温泉施設への熱交換器や幌延町における 廃棄物固形燃料を使用したボイラーといった設備の導 入に活用されてまいりましたほか、地熱井掘削支援事 業では、北斗市の介護老人保健施設における暖房や給 湯など熱の多段階利用を目的とした地熱井の掘削に活 用されたところでございます。 これらの取組を通じまして、身近な地域で自立的に 確保できるエネルギー資源を活用した新エネの導入が 図られたところでございます。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 新エネルギー支援施策の周知についてでございます が、道では、市町村などに対し、振興局ごとに毎年開 催いたします「地域省エネ・新エネ導入推進会議」に おける施策の説明を通じて、「地域主体の新エネ導入 支援事業」をはじめといたします、地域での新エネ導 入に活用できる支援事業の周知を図ってきたところで ございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) 新エネを本気で進めていこうとすれば、こうやってワンストップ窓口を設置するということになるわけですよ。</p> <p>先ほど、女性の雇用のところではなかなかならなかったのですけれども、やはり、こういう取組が非常に事業を促進することになるのだと思います。</p> <p>4 域内循環型経済促進の意義と効果について (真下委員) 新エネルギー導入加速化事業は、事業主体者が市町村を含むコンソーシアムで行うことを事業の要件としています。これは、地域の再エネポテンシャルを地域と事業者が一体で掘り起こそうという趣旨であると承知しております。地域のまちづくりとして再エネ事業が取り組まれて、地元事業者へも波及効果が及ぶことで、再エネ普及拡大と一体に域内循環型の経済へと促進が図られることが期待されるわけです。域外の大規模事業者が入ってくるのではなくて、やはり、地域にある事業者の技術を活用する、そうした視点が非常に重要だと考えます。</p> <p>事業により域内循環型経済促進の意義と効果について、道の認識を伺います。</p> <p>(真下委員) 先ほども申し上げましたけれども、こうした域内経済循環についても非常に効果がある事業なのです。</p> <p>5 目標の設定について (真下委員) 先ほども申し上げましたけど、こうした域内経済循環についても非常に効果がある事業なんですけど、再生エネルギーの普及拡大が大規模化になればなるほど事業受注は道外の大手ゼネコンとなる可能性が高くなってまいります。しかし本来は、各地域の再エネ推進を地元や圏域の中小企業と一緒に行うことが重要であって、新エネルギー導入加速化事業費のような事業をさらに拡大させていくことは、北海道の未来にとっても非常に希望が持てる事業だというふうに考えます。</p> <p>道として具体的目標を設定するなど、さらなる推進を目指すべきではないかと考えるところですがいかがでしょうか。</p> <p>6 道独自の財政措置について (真下委員) そうしますと、この予算規模が問題になってくるわけですが、これらの事業の予算措置というのは、国からの補助金と企業局からの新エネルギー導入加速化基金が主になっているわけです。私ども日本共産党道議団としては、再生可能エネルギーの普及拡大を目指す上でも、企業局からの基金のみに頼ることなく、道独自の財政措置を行うべきとかねがね長きにわたっ</p>	<p>また、来年度新たに、専門的な知見を有するコーディネーターを派遣し、地域が主体となって取り組む新エネ導入の掘り起こしを行うほか、新たに、庁内の関係部局や道総研などとも連携いたしまして、新エネに関するワンストップ窓口を設置をすることで、市町村が抱える課題や要望に対応することとしておりまして、こうした取組を通じて地域における新エネの導入を促進してまいります。</p> <p>(新エネルギー担当課長) エネルギーの地産地消の効果についてでございますが、道といたしましては、身近に賦存する新エネルギーを地域で最大限活用するエネルギーの地産地消の取組を進めることは、環境の負荷を減らし、ゼロカーボンの実現につながるだけでなく、災害時を含めた電力の安定的な確保とともに、市町村が中心となって、住民の皆様や事業者など多様な主体が参加することにより、これまで域外に流出していた資金を域内で循環させることが可能となりますほか、地元企業がノウハウを有する企業の支援を受けるなどして、発電や売電、メンテナンスといった地産地消に関連するビジネスに積極的に参加することにより、地域の活性化につながるものであると認識しております。</p> <p>(経済部長) 新エネルギーの導入の取組についてであります。道では、「新エネ導入加速化基金」を活用するなどして、地域の資源を活用する設備の設計、導入の支援を行いますとともに、エネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりに取り組んできましたほか、今後は、こうしたモデルづくりで得られたノウハウを市町村へのコーディネーター派遣による普及を通じて他の地域での課題解決につなげることとしております。</p> <p>また、次期「省エネ・新エネ促進行動計画」においては、補助指標として「新たに新エネ導入に取り組む市町村数」を設定することとしており、今後、取組の進捗状況を把握し、その点検を行いながらエネルギーの地産地消に取り組む地域の拡大を図ってまいります。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 新エネルギー導入の普及・拡大についてでございますが、本道は、身近な地域での新エネ資源に恵まれており、これらを効果的に活用し、エネルギーの地産地消を進め、地域の活力ある暮らしや産業の発展につなげていくことが重要と考えております。</p> <p>こうしたことから、道では、「新エネ導入加速化基金」を活用するなどして、市町村等が行うエネルギー</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>て求めてまいりました。</p> <p>現状の枠組みにとらわれず、さらに普及拡大を進め るうえでも、道独自の財政措置というものがなくな ってくるのではないのでしょうか。どうお考えですか。</p> <p>(真下委員)</p> <p>基金のあり方も含め、効果的な施策の方向について 検討するということなのですけれども、やはりこれは 有望産業として、北海道で育てていく必要があると思 いますし、本当にエネルギーに強い北海道にしていく ためにも必要な事業だと思います。</p> <p>再エネ賦課金が高いとのお話もあるようですけれど も、4ヶ月前に決算特別委員会で、原子力発電所につ いて、36年間で1,473億円の原発マネーが税金から充 てられている、それから、8年間、泊原発は3基とも 全停止中なのですけれども、維持管理費が実に5,641 億円にも上ることを明らかにいたしました。</p> <p>それに比べると、やはり安全で安い再エネというふ うになると思うのですけれども、普及の拡大にこそ財 政投入すべきだということを申し上げて、次の質問に 移ります。</p>	<p>地産地消の先駆的なモデルづくりや地域のエネルギー 資源を活用する設備の設計、導入への支援を行うとと もに、コーディネーターの市町村への派遣による未利 用資源の掘り起こしなど、さまざまな段階に応じた支 援を行ってきたところでございます。</p> <p>また、道といたしましては、新年度、関係部局との 調整を図りながら、これまでの事業成果を検証いたし ますとともに、施策展開の課題を明らかにし、基金の あり方を含め、効果的な施策の方向性につきまして検 討してまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 原発・エネルギー政策等について 1 北電による「やらせ」の経緯等について (真下委員) まず北電によるやらせの経緯等について伺いたいと思います。しばらくこの話題はなかったので記憶から薄れている方も多いと思うのですが、私は、2011年8月以降、北電の組織的指示の下で、北電社員・OB、取引業者、組合などがこぞって、組織的な世論操作であるやらせを繰り返してきたことを明らかにいたしました。</p> <p>北電は、1999年や2000年の泊3号機増設をめぐる道主催の道民のご意見を聴く会においても、やらせを行ってまいりました。記憶を思い起こすために、この「道民のご意見を聴く会」でのやらせの経緯についてご説明願いたいと思います。</p> <p>(真下委員) この二つのやらせについてはですね、調査・報告が不十分だったわけです。その他に、所管ではないので、直接はここではお聞きしませんが、2008年には北電がやらせを指示するメールを送っていたことが明らかになりまして、全国最大規模のやらせを2011年に明らかにしたわけです。ここにはその時に関与された方達も残っているわけですが、いらっしゃるわけですが、ええ、いらっしゃるわけですが、ですからそのことを思い起こすのだと思いますし、全く記憶にない方も、記憶というか関与してない方もいらっしゃるわけですが、まあそういうことがございました。</p> <p>2 道の関与とその後の教訓について (真下委員) それで、その泊発電所の原発のプルサーマル計画に係る意見募集の際ですね、道の担当課長が、道庁の担当課長が、北電との打ち合わせの場で、賛成意見を求める発言を行い、調査にあたった第三者委員会から道民の意見の尊重と行政運営への反映という基本原則に明白に反した不適切な行動をとったと断じられました。覚えてますか。思い出してください。原子力に携わる道職員は、特にこれは重く受け止めなければならないと考えるわけです。10年経って、記憶が薄れる中、この基本原則に則った職務の遂行について、部長はどう認識をして、どう対応するのか伺っておきたいというふうに思います。</p> <p>(真下委員) 部長から答弁があって、本当にこの基本原則ということで、道民の意見の尊重、道民の意見や提言の尊重等を行政運営の反映、これがみなさんの仕事の基本原則なのです。これは条例に謳われているわけです。</p> <p>私は、福島第一原発の事故があって、そしてこのやらせの発覚があって、原発行政というのはそこから再スタートを切ったんだというふうに考えております。</p> <p>特にその中でも、この第三者委員会の報告というのは、もう感動すら覚えるような内容になっているわけです。不十分さは少し残しましたがね。</p> <p>そこから出発して考えていかなければならないというふうに考えます。</p> <p>3 再稼働に関する北電からの説明について (真下委員) 道は、規制委員会での審査を理由にして、泊原発の再稼働には予断を持って申し上げる状況ではないと繰り返し答えてきました。しかし、先月、規制委員会の承認もないうちに、北電が再稼働を前提にしたプルサ</p>	<p>(エネルギー政策担当課長) 道民のご意見を聞く会などにおける北電の関与についてでございますが、泊発電所3号機の増設計画に関し、平成11年に道が道民から文書による意見募集を行った際、北電が、社員の友人、知人、グループ会社の方に意見の提出を依頼したことが明らかになっております。</p> <p>また、平成12年3月に道が開催しました道民のご意見を聴く会におきまして、北電から地域住民などに対し、意見提出などの働きかけや、社員の参加、意見陳述などがあったとの報道が平成23年9月にありましたことから、道では北電に報告を求めるとともに、道独自でも調査を行い、そうした事実について確認をしたところでございます。</p> <p>(経済部長) 適切な道政運営の確保についてであります。平成20年度のプルサーマル計画に係る意見募集に関し、当時の道の担当課長の発言は、道が設置した第三者検証委員会による調査・検証の結果、北海道行政基本条例で定める行政運営の基本理念等に反し不適切であるとされたところです。</p> <p>道といたしましては、道政が道民の信託に基づくものであるとの認識のもと、条例に定めます公正の確保や透明性の向上などの基本理念、及び行政に関する道民の意見・提言等を尊重し、これを行政運営に反映するなどの基本原則に基づき職務を遂行することが、職員の責務であると考えております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 泊発電所に関する北電の考えについてであります。北電では、社長の記者会見やホームページなどで、原子力は「低廉な電気の安定的な供給」と「低炭素社会の実現」を両立するために必要不可欠であるとの考</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一マルに、プルサーマル発電に言及していることは、私は許し難いというふうに考えます。 プルサーマル計画には慎重に対応すべきと答えてきた道の姿勢が問われる事態ともなっております。 道は、北電を呼んで、再稼働への考え方について説明を求めたのかどうか伺いたいと思います。</p> <p>3-再 再稼働に関する北電からの説明について (真下委員) しかしそうした答えや説明に騙されてはいけないと思います。30年までのプルサーマル発電、その再稼働を前提としたプルサーマル発電計画には、再稼働を前提として、この実施対象に北電の泊3号機というのは含まれているのではないですか。 説明が足りなかったかもしれません。電気事業者連合会の30年度までのプルサーマル発電利用計画には北電も実施対象となっているのではないですかという意味です。</p> <p>(真下委員) 記載されているじゃないですか。それを北電から説明を受けた時にちゃんと言ったのですか。言わないと、あなた達だまされたことを、間違った説明を受けて、それをここで答弁していることになってしまうんですよ。これは承服しがたい。</p> <p>4 社内の技術継承及び人材育成について (真下委員) それから、やらせの記憶が薄れただけではありません。2012年5月の全停止以降、施設設備の老朽化に加えて、原発を稼働させて、稼働中に直接携わった社員が減ってきています。ものすごく減ってきています。ヒューマンエラーによるミスが許されない原発において、技術や緊急時対応が本当に十分に継承されていると言えるのか。北電の人材育成等について伺います。</p> <p>4-再 社内の技術継承及び人材育成について (真下委員) 北電も風化することを見据えてですね、風化防止活動をやっているということなんですけれども、でもこの10年の間にも保安規定に違反する事故・トラブル、連続して起きていますよね。本当に、停止中なのにこんなことが起きていると。 更に今、答弁にありましたけれども、原子力発電所、他社の稼働している原子力発電所等に出向派遣を実施しているというのですけれども、ここに行く前後、PCR検査、コロナ禍で行っているのかどうか。これ確認をしてくださいと言ったのですが、確認されていません。確認をしていただけますか。</p>	<p>えの下、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働を目指していくことを表明しており、このことについては道も把握しております。 なお、道では、先般、北電に対し、泊発電所3号機におけるプルサーマルへの対応について問い合わせたところ、福島第一原発事故以降の原子力を取り巻く情勢変化を踏まえ、立ち止まって整理というこれまでの方針は変えていないという回答を得ております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 北電のプルサーマルの計画でございますが、北電も入っております電事連、電気事業者連合会、こちらの方のプルサーマル計画の中に、北電の計画については記載されております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 北電の人材育成についてでございますが、道では今回、北電から社員教育について改めて次のとおり聞き取を行ったところでございます。 プルサーマル計画に係るシンポジウム等における不適切事案の反省に立ち、コンプライアンスに関わる教育計画の見直しなどの再発防止策を実施しており、現在もコンプライアンス教育の中で本事案を取り扱っていること。 泊発電所の運転等に係る過去のトラブルを踏まえ、業務遂行に必要な知識と技能を明確にし、力量に応じた教育ができる仕組みを取り入れたこと。 自らの業務を把握し改善を加えていく姿勢を醸成する教育として、過去のトラブル等を題材とした意識改善活動や、風化防止活動を継続的に実施していること。 泊発電所に在籍する若年層職員を中心に、技能の維持・向上を目的として、社内の火力発電所で運転等に関する研修を継続的に行うとともに、既に稼働している他社の原子力発電所等において、実機研修や実務を行いながら力量向上が図られる出向派遣を随時実施していること。 以上でございます。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 北電の社員のPCR検査の件でございますが、現在確認をしているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) 確認次第報告をいただきたいと思います。東電ではテロ対策のセンサーが壊れていたりとかしてはすけれども、ウイルスはもっと小さくて移動しやすいですから。この点についての安全管理がどうなっているのか、極めて重大な問題なので必ず報告をしてください。</p> <p>5 MOX燃料に関する説明について (真下委員) 使用済み核燃料とMOX燃料の違い、危険性や放射線量、処理方法等についてご説明願います。</p> <p>6 核燃料サイクルについて (真下委員) 使用済み核燃料の管理をするよりも、プルサーマル発電の燃料となるMOX燃料の方が危険性が高いわけですね。放射線量も高いし、それから扱いも管理も困難です。そもそも、核燃料サイクルというのは破綻しているわけです。私は、今こそ、毒性が強く、危険性が高いMOX燃料や、高レベル放射性廃棄物を生み出す「核燃料サイクル」から撤退すべきだというふうに考えております。そのことを国に申し出るべきだと考えますけれども、見解を伺います。</p> <p>(真下委員) 結局、具体的な方針を早期に明確かつ科学的に示すよう、求めなければならない状態だと思うんですね。結局できていないということ、示せていないということです。それなのにプルサーマル発電を進めていくということを公言して憚らない、そうした電気事業者の対応というのは、不信を招くだけではないかというふうに考えます。先ほどのやらせの問題ありましたけれども、企業体質は本当に変わっているのか。原発を扱うに足る、そうした会社が変わっているのか。私は、今回のプルサーマル発電の再開を明言したことからも、そしてそれを北電は否定をしたという、そういう説明の仕方からして、全く納得ができません。ですからこのことについても後で総括質疑のお取り計らいをお願いしようと思うんですけども、知事に伺っていかなければならない課題だと考えております。</p> <p>7 文献調査の進行状況について (真下委員) さて、今ほども申し上げましたように、福島第一原発事故、それからやらせの発覚からわずか10年しか経っていません。核のごみは10万年先まで見通さなければなりません。本当にこんなことが可能なのか。北海道で可能なのか、非常に疑問を持っております。寿都町と神恵内村が受け入れた核のごみ最終処分場選定の文献調</p>	<p>(エネルギー政策担当課長) 核燃料についてでございますが、原発の使用済燃料につきましては、使用した原子炉や燃焼度などによりまして、核分裂生成物の含有量などが異なるほか、燃焼を中止してからの冷却期間にも組成の変化が続くため、MOX燃料と一概に比較することは難しいですが、国の資料によれば、MOX燃料は、使用済燃料を再処理して取り出したプルトニウムと、ウランを混合して製造されること、通常のウラン燃料と比較して、放射線がやや多いことなどとされております。</p> <p>また、国の「エネルギー基本計画」では、使用済ウラン燃料につきましては、再処理工場において、ウランとプルトニウムが回収され、再利用されることとなっておりますが、使用済MOX燃料の再処理につきましては、国において、今後の発生量の見通しや、再処理に関する国内外の技術の動向などを踏まえながら、引き続き研究開発に取り組みつつ、検討を進めるとされております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 核燃料サイクルについてでございますが、道といたしましては、核燃料サイクルを含め、原子力政策については、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えております。</p> <p>このため、原子力発電関係団体協議会を通じまして、核燃料サイクルについて、国が責任を持って、具体的な方針を早期に明確かつ科学的に示すよう、国に要請しているところでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 文献調査の進行状況についてでございますが、道といたしましては、文献調査の計画や進捗状況、結果などにつきまして、事業主体であるNUMOに丁寧な説明を求め、また、必要に応じ、国に対し、情報提供を求めるなど、文献調査をめぐる様々な動きについて注視し、積極的な情報収集に努めるとともに、国やNUMOの説明に疑義や不足があれば、適宜確認していく</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>査、これは今どのような進行状況だと把握をしているのか伺います。</p> <p>7-再 文献調査の進行状況について (真下委員) この事業は、環境影響評価の対象にはならないということだったんですけれども、文献調査の段階では、環境への影響に関するものというの是对象になっていますか。</p> <p>(真下委員) 周辺環境に配慮を必要としないような考え方の中で、核のごみの最終処分場をつくるということは、私にはありえないというふうに考えるわけです。</p> <p>8 寿都町の地質の評価について (真下委員) 寿都町の地質について、1996年に起きた豊浜トンネル岩盤崩落場所と同じ種類の岩盤で、もろくて崩れやすいと言う結果が出ていると聞いております。さらに、黒松内低地断層帯が寿都湾の海底まで伸びていると聞いておりますけれども、道はどのように把握をしているのか伺います。科学的特性マップの段階では、どう評価されて、また文献調査では、NUMOはどのような調査資料を対象とするのか、それは道はどのように把握しているのか、併せてお聞かせください。</p> <p>8-再 寿都町の地質の評価について (真下委員) NUMOの調査が都合の良いものだけで終わってしまっただけではないと思います。地質研究所に確認しておく必要があると思いますが、急遽なことなのですぐには確認できないと思いますけれども、地質研究所に確認をしていただきたいと思いますというのがよろしいでしょうか。</p> <p>(真下委員) 確認次第報告していただきたいと思います。</p> <p>9 「対話の場」への参加について (真下委員) 「対話の場」について、これまでの経緯を伺います。そしてその上で私は、道は、参加すべきだというふうに考えておりますけれども、いかがですか。</p>	<p>考えであります。</p> <p>現在、NUMOは、両町村及びその周辺の地熱資源図、鉱物資源図、地質図などの文献を収集し、それに記載されている情報の確認を順次行っておりますほか、寿都町及び神恵内村それぞれにおける「対話の場」の開催に向けた準備を進めていると承知をしております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 文献調査についてでございますが、環境への評価につきましては、最終処分法に規定されている文献調査の調査事項ではございません。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 寿都町の地質等についてでございますが、道では、道内各地の地質を調査して旧道立地下資源調査所が寿都町周辺の地質等を調査した結果を地質図として作成し、現在は道総研が所有し、ホームページなどで公開していること、また、国の地震調査研究推進本部において、全国の活断層を調査する中で、黒松内低地断層帯についても調査を行っていることなどを承知しておりますが、その内容についての分析は行っておりません。</p> <p>NUMOの科学的特性マップでは、寿都町の中央部には、「断層活動」による「好ましくない特性があると推定される地域」があり、それ以外の地域は「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」で、「輸送面でも好ましい地域」でもあるとされておりますが、国によれば、処分場所の選定にあたっては、科学的特性マップには含まれていない要素も含めて、法律に基づき段階的に調査・評価していくものとされております。</p> <p>また、NUMOによれば、文献調査では、地質などに関連する、学会や国の研究機関により地域別に整備されている文献やデータ、特定の地域に関する学術論文などを使用すると聞いております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 委員ご指摘の件の確認でございますが、確認をさせていただきます。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 「対話の場」についてでございますが、NUMOによれば、「対話の場」につきましては、現在、寿都町、神恵内村それぞれと設置に向けた準備を進めており、寿都町では、構成員について、町において、産業団体の代表者など20名を選出し、神恵内村では、村とNUMOで設置した準備事務局におきまして、公募の委員</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>9-再 「対話の場」への参加について (真下委員) どうして私が今回最初にやらせの問題をお聞きしたかということ、こういう対話の場も含めて、恣意的な意見の集約になっては困るからです。先ほど部長に答弁をいただいたように、行政というのは住民の意見や提言をよく汲み取って、そして行政に反映することが基本原則ですよね。それは道においても同じだと思うんです。ですから今回寿都町では町が主体となって代表者などを選出したり、神恵内村ではNUMOと村とで公募の委員を選任するということになれば、これは進める側の方たちだけで意見が集約されてしまうのではないかというふうに懸念をするところです。そこで道の対応としてですね、いま適切に対応するとおっしゃったんですけども、一応確認させていただきたいんですけども、参加させていただきたいという道の意向というのは、道自身は持っていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>10 NUMOのやらせについて (真下委員) このあとにお聞きしますが、周辺町村との調整、周辺町村の中で賛同しているところはどこも無いわけですよ。そうした町村の声や北海道全体としても核のごみを持ち込んでほしくないという声が多数の中で、道がやはり参画していく必要が、私はあるというふうに考えます。なんでこんなことをしつこく聞くのかと言いますと、北電同様、NUMOにおいてもやらせが行われていたのですが、どのようなものだったのかお示してください。</p> <p>(真下委員) ここで重大なのは、2017年に行われているということなんです。2011年に北電のやらせが発覚しました。その時に第三者報告書の行動基準というものが示されているんですけども、反対派を排斥することを目的とする動員は不適切であると、このように断定されているわけです。NUMOのやらせは2017年に、その後起こっており、発言誘導の事実は認められなかったけれども、参加をさせて結局反対派を排斥することが目的となっているわけです。これはやってはいけないことなんですよ。それをNUMOがやっている。2017年にやっている。こういう組織に安全安心を本当に任せられるのかということ、私は任せられないと、決してこれは許し難いことをやっているんだということをおし上げたいんです。</p> <p>11 隣接町村の核抜き条例制定について (真下委員) 寿都町と神恵内村に隣接する6自治体のうち、島牧村、積丹町、黒松内各町議会が、核のごみなどの町内受け入れに対して、持ち込ませないとする条例が成立</p>	<p>4名を含め、約20名の委員を選定する方向で調整中と聞いております。 また、道の参画につきましては、両町村の今後の準備の状況や議論を確認しながら、そのご意向を踏まえ、適切に対応してまいる考えでございます。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 「対話の場」についてでございますが、道では、現在、両町村及びNUMOから、「対話の場」の準備の状況などについて伺っているところでございます。その進捗状況や議論を確認しながら、両町村のご意向を踏まえ、道の参画について、適切に対応してまいる考えでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) NUMOの不適切な業務取扱いについてでございますが、2017年に、資源エネルギー庁とNUMOの共催により、全国で開催した「科学的特性マップに関する意見交換会」への参加者を募集する際、広報業務を再委託されていた事業者が、参加者の一部へ謝金やサービスの提供を約束した参加の呼びかけを行ったほか、NUMO職員から電力関係者に、参加を要請したメールを発信したものと承知をしております。 なお、当該事案に関し、外部有識者で構成される評議会に設置された調査チームが取りまとめた調査報告書によれば、いずれも発言誘導の事実は認められませんでした。謝金の支払を約束した参加呼びかけ等が行われたことが確認され、NUMOの対話活動の公正性や社会からの信頼を毀損したとして、評議員会から再発防止の徹底について提言がなされたものと承知をしております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 隣接自治体の条例についてでございますが、道としては、各町村の条例制定につきましては、それぞれのお考えのもと、住民の代表である議会での議</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>し、仁木町では意見書が可決され、また蘭越町では決議が採択をされておりますが、道の受け止めを伺います。同時に条例に込められた隣接町村の住民の思いというものをどのように受け止めておられるのか伺います。</p> <p>12 選定過程からの離脱について (真下委員) 条例については、私は不十分なところがあるというふうに考えておりますけど、その議論は次の機会に置いておくとして、周辺町村では賛同は一つも無いわけです。ところが、寿都町の町長は「核のごみを持ってくるわけではない」「文献調査で交付金をもらうだけ」という説明を繰り返しておりました。8日の日に、核のごみ最終処分場選定の文献調査から、第二段階の概要調査に移る際、受け入れの是非を問う住民投票条例が寿都町議会で成立をいたしました。住民投票の結果で受け入れないとなった場合、国はどう受け止めることになるのか。本当に離脱が可能となるのかどうか伺います。</p> <p>13 選定過程からの離脱に関する効力について (真下委員) それは道の善意の解釈であって、そうはなりませんよ。選定過程からの離脱に関する効力について伺いますけれども、核のごみ最終処分場選定を巡っては、知事は現段階で反対と必ず前置きをしておりますが、経済産業大臣の署名文書、これをもって、知事や地元自治体が反対すれば、前に進まないという認識だというふうに受け取ったわけですが、効力は限定的、あるいは無いのではないかと考えます。選定プロセスから完全に離脱できる保証というのはどこにあるのか。法的根拠が必要ではないかというふうに考えますけれどもいかがですか。</p> <p>(真下委員) 部長、それは希望的観測であって、法治国家ですから法の根拠がないと、これは断定できるような本当の約束にはならないわけですね。私が当然納得できないわけですので、知事に直接この原発問題に関して、知事はやらせのこともご承知ないわけですから、そうしたことも含めてお聞きをしたいと思っておりますし、ジェンダーについても、やはり道全体で取り組んでいく課題になりますので、総じて、ジェンダーの問題についても知事に直接お伺いをしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>論を経た結果であると受け止めております。 道では、条例におきまして、「特定放射性廃棄物の持込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことを宣言しておりまして、これまでも、エネルギー施策に係る市町村向け施策説明会などで、条例を遵守いただきたい旨お伝えしてきたところでございます。 道といたしましては、道内全ての市町村にこの条例を遵守していただきたいと考えておりまして、今後とも、引き続き様々な機会を通じ、条例制定の趣旨をご理解いただけるよう努めてまいります。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 概要調査地区等の選定についてでございますが、「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分の概要調査及び精密調査に係る意見に関する住民投票条例」では、住民投票が有効に成立した場合、町長は「その結果を尊重しなければならない」と定めていると承知しております。 道は、国から文書で、「知事又は市町村長が概要調査地区の選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなる」との回答を得たところであり、道といたしましては、住民投票の結果を踏まえ、市町村長が反対した場合は、処分地選定プロセスから外れるものと考えております。</p> <p>(経済部長) 概要調査地区等の選定における知事意見についてでございますが、道では、国に対し、昨年11月、概要調査等に移行しようとする際、知事の反対があれば、処分地選定プロセスから外すことなどについて、文書で申入れを行い、国から文書で、「知事又は市町村長が概要調査地区選定に反対ということであれば、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなる」との回答を得たところでございます。 また、経済産業大臣は、記者会見において、国は、その時々知事の判断を「最大限尊重する」としておりますことから、道といたしましては、知事が反対すれば、概要調査には進まないものと受け止めております。</p>